

70

2019/7

青い空

発行所 東京司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
☎(03)3353-9146 <http://tokyo-seiren.jp>

題字 大竹由美子

東京司法書士政治連盟 50周年記念特別号

50周年記念 会長対談 本会と政治連盟の連携

2

東京司法書士会会長

野中政志

東京司法書士政治連盟会長

大竹由美子



登記制度のもつ意味と司法書士の役割

——グレーゾーン問題から考える——

12

- ・支部長に聞く
- ・平成31年統一地方選挙応援活動報告
- ・会員の声

16

18

19

探訪記——豊島区役所編 20

活動日誌 23

会長対談

本会と政治連盟の連携



東京司法書士会会長 野中政志

東京司法書士政治連盟会長 大竹由美子

1 改正司法書士法の成立

(1) 司法書士の使命

【大竹】 野中会長、会報誌「青い空」67号に続いて2回目の対談ということでよろしくお願いいたします。

【野中】 よろしくお願いたします。

【大竹】 改正司法書士法（令和元年法律第29号）が本日成立いたしました。

【野中】 はい、この記念すべき日に対談をさせていただくことを、大変光栄に感じております。

【大竹】 こちらこそです。いつも政治連盟に理解とご支援をありがとうございます。早速ですが、

司法書士法一部改正が実現しましたので、率直なご感想をお聞かせくださいますか。

【野中】 司法書士制度ができてから147年を経て、初めて使命、命の使い方を定めていただいたということで、大変、嬉しく誇らしく思っております。そして、本日、大竹会長はじめ国会議員の皆様のご協力、衆議院本会議を傍聴することができましたけれども、国民の代表がつくるから法律になるのだということをあらためて感じることができました。

【大竹】 司法書士がこれから使命を背負っていくわけですが、司法書士法1条が「目的」から「使命」の規定に変わったということについて

て、思い入れのあるところはありませんか。

【野中】 そうですね、まず、条文に「法律事務の専門家」という言葉が入りました。これは弁護士法にも入ってない文言です。だからまずは法律事務の専門家である、あり続けなければならない、というのが一点と、もう一つは「国民の権利を擁護」という言葉が入り、「もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与」ということですので、これまでの登記などを適正円滑に実施することによって国民の権利の保護に寄与するというような、その手続の円滑を担う人というところから、使命をもって国民の権利を擁護する人ということに変わったというのが大きな価値かなと思っております。

(2) 改正の経緯

【大竹】 まさにそのとおりだと思います。今まで司法書士を取り巻く環境につきまして、不動産登記、商業・法人登記ももちろん権利の擁護でもあったわけですが、そこが明確に示されたということ、成年後見や所有者不明土地問題への関与、震災復興事業への関与、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」という）に基づく協議会や、空家等対策条例に基づく審議会に司法書士が参画して、専門的知見を活かして協力してきたことを受けて、ここに「司法書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、使命規定を新設するなど司法書士法改正を検討」と記された法務省資料（9頁参照）がありますが、今、やはり私がうれしいのは、東京司法書士会（以下、「東京会」という）や支部長と共に議会や空き家部署に協議会や審議会の設置や司法書士の参画を働きかけました。

そして、相談窓口の設置や所有者調査等での司法書士の活用、創設的な分野では議会での予算化が必要ですから政策予算要望し、協議会や審議会での活動、これらも大きく評価されたということが東京会の空き家問題等対策委員長をさせていただいていた私としてもほっとしてますし、これからもどんどん所有者不明土地問題、空き家問題に参画していくことも司法書士の使命というか、専門的知見を活かすミッションでもあるというふう

に思います。

【野中】 成年後見業務と簡裁代理業務が我々の業務となってから、大きく動き出したものと感じておりますけれども、今、大竹会長がおっしゃったように今回の法改正に至る大きな理由としては、参議院法務委員会および衆議院法務委員会における法務大臣や法務省民事局長の説明にあったように、司法書士のこれまでの成年後見のみならず、空き家問題に対する対応や所有者不明土地問題に対する対応、それから財産管理業務に対する対応、そして青年司法書士協議会をはじめとするさまざまな権利擁護活動、これらの活動によりこのような使命を付与されるに至ったものだと思っております。

【大竹】 それについては衆議院、参議院、両方の法務委員会の議員の先生たちが一様におっしゃってくださっておりまして、やはりそこが司法書士に使命を与えた立法者の意思なんだろうなと思います。そして、時代の課題に対する司法書士への期待かもしれません。附帯決議には通常ほかの法律で規定されることは入れないと諸先輩からお叱りを受けていたので、所有者不明土地問題に関しては司法書士サイドの附帯決議の後順位にしていたら、議員のほうからこれは入れましょうと意見をいただきました。そこで野中会長にも休日に急遽メールをお願いした、法務省民事局から日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）あての相続財産管理人・不在者財産管理人の養成とリスト作成要請文書を、今川嘉典日司連会長にも調整いただき、芝将宏日本司法書士政治連盟（以





下、「日司政連」という) 会長経由で国会議員へ提出しました。また、連日法務委員会議員へのレクチャーで今川日司連会長と共に、法務省や与野党との調整、削除、追加の攻防を前日の夜遅くまで行い、無事入れていただきました。

財産管理人または財産管理の文言をぜひ明記いただきましたかったのです。今川日司連会長、芝日司政連会長、国会議員にがんばっていただきました。附帯決議第三の「空き家や所有者不明土地問題等諸課題の解決に当たっては司法書士……の有する専門的知見や財産管理……についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること」という、この部分は本当に、野中会長、東京会と一緒に空き家対策を東京司法書士政治連盟（以下、「東京政連」という）としてもやってきましたので、東京会の総意として動き、そういった成果が出てすごく嬉しいです。

【野中】 これは政治連盟のご協力なくしては実現しなかったことであり、また、国民の代表である国会議員が質問したことについて法務大臣や法務省民事局長が明確に司法書士の職責を述べ、それを国民の代表である国会議員が聞き取って確認したうえで法律ができたというように感じております。それにしてもお陰様で参議院法務委員会、衆議院法務委員会を見させていただきましたけれど

も、こうやって法律ができるんだなと、そして皆さん真摯にご検討いただいて今日を迎えたのだなということであらためて感じました。

【大竹】 そうですね。私も正直、法律ができる過程をしっかりと見たのは今回が初めてなので、与野党の国会議員方に本当にお世話になったと思います。今回では2019年2月14日司法書士制度推進議員連盟総会決議を経て同年3月12日閣議決定、参議院法務委員会、本会議、衆議院法務委員会、本会議と進んでいったのですが、そのたびに携わる国会議員に芝日司政連会長・地元単位政連会長と共に説明と要望をし、要所では今川日司連会長らと共にうかがい、アドバイスもいただきました。最大のアドバイスは参議院先議で、その野党側のとりまとめとして東京選出の小川敏夫議員にご尽力いただきました。

本日衆議院本会議後、今川日司連会長と芝日司政連会長に同行して山下貴司法務大臣、河村建夫司法書士制度推進議員連盟会長はじめ幹部の国会議員方、衆議院・参議院の法務委員会の国会議員方30名に挨拶まわりをしまわりました。衆議院法務委員会委員長の葉梨康弘議員からは「使命規定が入ったことによりこれから徐々にできることから積み上げていって、使命規定を実践するべくがんばってほしい」という言葉もいただきまして、野中会長にはこの写真（7頁参照）のとおり一緒に法務委員会筆頭理事の平沢勝栄議員のところに行ってくださいましたけれども、再度平沢議員のところには全員でまわりまして、「しっかりとがんばってね」という言葉をいただきました。

【野中】 はい。前段の話ですけれども、司法書士は、法律というと六法に書いてあるものだと思っていて、六法や条文を、一生懸命勉強するわけなのですけれども、それをつくる過程を見せていただいたし、多少なりとも関与できたというところで、やはり国民皆がつくるから法律になるのだということを再認識いたしました。また、後段ですけれども、使命規定が入ったからといって、ただ喜ぶだけではなくて、やはり業務独占が認められていることに対する義務として、使命を果たさな

ければならないし、そのためには、今、大竹会長におっしゃっていただいたような、使命規定を付与されてこれからさらに何をしなければならないのかということ、会の運営を担う者としては考えていかなければならないと考えておる次第でございます。

【大竹】 ありがとうございます

【野中】 特に、附帯決議にもありましたけれど、「研修」と書いてあったと思いますが、東京会の研修の受講率の低さは由々しき事態ですので、これを解決していくというのが、喫緊の課題の一つだと感じております。

【大竹】 私も研修に関しては恥ずかしがらなかなか自分自身が受ける時間もなく、しっかりやっていきたいと思っております。

【野中】 いえいえ。

2 グレーゾーン解消制度

【大竹】 2019年2月14日に司法書士制度推進議員連盟の総会があり、そこで司法書士法改正に関して決議いただきました。それからそのとき同時に問題になっていた商業・法人登記の民間株式会社の参入（以下、「グレーゾーン解消制度」という）についても、山田美樹議員、高木美智代議員、野中会長もよくご存じの東京選出の国会議員の先生方ですが、そこで質問をしっかりとさせていただきました（12頁以下参照）。国民目線で、登記は国の法制度の根幹であり、その登記制度の信頼性がなくなることがないように、という趣旨でしたので、本当にありがたかったですよね。

【野中】 そうですね。司法書士法改正と直接関係しない部分についても、今回審議を通じて取り上げていただくほか司法書士制度推進議員連盟や法務委員会でも取り上げていただいて、商業・法人登記が真正になされることの大切さであるとか、我々に業務の独占が許されている理由として正しく登記を出現させるという責務があること、こういったことを言葉にして記録に残していただいたことは、大切なことであると考えております。これも普段から政治連盟の皆さんが国民の代表であ



る国会議員各位と円滑な関係をもっておられるから、できたことであるという理解をしております。

【大竹】 ありがとうございます。たまたまこれは、2019年1月の終わりに問題視され、山田議員、高木議員には携帯で連絡してすぐにやっていただき、そして、同年2月13日にうかがいました。同月14日は司法書士制度推進議員連盟総会の質疑でしたので、日頃の交流が大事なところがありますね。

3 国会議員との関係の構築

【野中】 国会議員の方々と携帯やショートメールでやりとりできて、思いついたらすぐに携帯に電話できる政治連盟の会長は大竹会長しかいないんじゃないかと思いませんか（笑）普通はなかなかそこまで関係を築くことはできないですよ。

【大竹】 ありがとうございます。

【野中】 やはり、たまに会って、どうもどうもと言うだけでは、そういうことにはならないわけで、あっと思ったらすぐ電話できるということは、やはりあちらにとってもよいことだと思います。国民の声、士業の声、専門家の生の声をすぐに聞くことができるわけですから、国会議員にとっても有益な事だと思います。

【大竹】 国会議員の方もそのようにも言ってくださっております。

【野中】 やはりそうでしょうね。

【大竹】 はい。ありがとうございます。私たちも司法書士エゴではなくて、国民目線で動くということがその使命という意味かなとも思います。

【野中】 なるほどそうですね。やはり司法書士エゴ、ギルド的利益ということでは、多くの国民の理解を得ることはできないので、我々が、きちんと業務を行ったほうが、ひいては、国家国益に資するのだというところをご理解いただくということが大事かと思えます。

4 除住民票等の保存期間延長

【大竹】 私たち、司法書士が、今、相続登記推進ということでいろいろ運動展開した中で、除住民票等の保存期間延長、これもちょうど2019年4月24日に、いわゆるデジタル手続法と一括法案の中で、住民基本台帳法の施行令が5年から150年に、これも本当に議員の先生方の理解を得て、東京政連の近藤徹副幹事長が非常に動く者として、各支部長と一緒に各議会を回りましたその効果もあってか、公布から施行までが20日間という、非常に短期間で実現しました。

【野中】 なかなかないことですね。最近感じるのは、その支部長の皆さんや支部の皆さん、個々の会員の皆さんが、非常に政治活動の大切さに気づいていただいて、共に活動していただいている。それによって、国会議員のみならず、都議会、区議会、市議会議員の皆さんも、なぜ、除住民票の保存が大切なのか、というようなことを、ご理解いただくことになって、この結果につながったものと思います。この除住民票等の保存期間の延長は、もう散々、今までね、政治連盟の皆さんをはじめ、司法書士ががんばってきたわけですがけれども、この20日間で施行するという、異例の措置からみても、空き家や所有者不明土地問題という国家的な国策事業を遂行するにあたっては、住民票のデータが不可欠であるということが、ようやく理解されたものだと思います。

【大竹】 私たち司法書士でなければ気が付かない部分ですね。

【野中】 おっしゃるとおりです。

【大竹】 除住民票等が、所有者探索機能をもつというのは、まさに司法書士でなければ気が付かないです。相続登記推進が国家プロジェクトと言われたときに、その武器として、探しやすいようにしてほしいと思いました。国土交通省の自治体向けの所有者探索ガイドラインにも明記され、法定相続情報証明の職務上請求書使用可否のときもそうでしたけれども、そこに最もかかわる私たちの意見を、現場の意見を取り上げていただいたということなのでしょう。

【野中】 住民票と戸籍附票のデータがないと、それで終わってしまうということ、ほぼ終わってしまうということをよく理解しているのは我々しかないです。一般の方は登記情報には住所と名前が書いてあるから何とかなるんじゃないかと思うかもしれませんが、まさしく、どうにもなくなってしまいうところ、やはり大事ですよ。

【大竹】 そうですね。2016年の1月に大口善徳議員にいろいろ、お願いしたんですけど、真摯に聞いてくださる国会議員と出会うっていうのも、非常に大きいかと。山下貴司法務大臣政務官（現法務大臣）が空家特措法の立法者で産んだ子の成長がみたいと東京会支部と自治体の空き家対策の進捗状況に興味をもたれ、空き家問題等対策委員会にて講義いただくことができました。そこで、東京都連自民党の鴨下一朗会長をご紹介いただきましたが、そこから23区幹事長会、多摩幹事長会に下ろしていただき、公明党の夏季セミナーに取り上げていただき、議会の意見書として、民意として除住民票等の確保を国に訴えることができました。

5 デジタル時代の司法書士の役割

【野中】 そうですね。議員の皆さんにはやはり、得意分野や専門分野があって、それによって理解度の濃淡はあると思いますので、この問題に対す

る認識、見識が高い方に出会えて、グッとギヤが入って進むということはあると思います。これからその、デジタル手続法と一般的に呼ばれていますけれども、非常に（名前が）長い法案で、これは、いろんな法律を直す法案になっているということです。これから、世の中がデジタル化していくことは避けがたいことですが、デジタルになれば、速くなればすべてよいということではなくて、やはり、デジタル化の中でも、守らなければならない、確認しなければならないものがあるし、逆にデジタルになったからこそ、より確認しないといけないという、そのデジタルデータをつくる前段階の確認が大事で、偽のデジタルデータができちゃったら困ってしまいますので、そこをやっぱり理解を求めていきつつ、デジタル化と司法書士が補完しあって、未来につなげていくということではないでしょうか。何だか締めちゃったけれど（笑）

【大竹】 まさにそのとおりです。デジタル手続法を牽引されてきた越智隆雄議員と2019年5月30日に勉強会をやりまして、野中会長にもぜひご参加いただきましたかったんですが（また、次やりますので、ぜひご参加を）、どのようになっていくか、というのもちろんとウォッチしなければならないし、その中で、野中会長がおっしゃられたように、バックヤードのところは、デジタル化で便利になってきて、そのツールはどんどん使うと。ただ、やはり、対面確認しなければいけないフロント部分のところに関しては司法書士が確実にやるというような、不動産登記法の手続にしてもそのようになっていくとよいかなどは思います。

【野中】 そうですね。ちょっと関連ですけれども、国民の代表である議員に我々の意見、あるいは、専門家の意見を伝えるのも大事ですが、逆に議員のほうから、いろいろ教えてもらえることもあるので。

【大竹】 まさにそのとおりなんです。これからは、そのデジタル化に関しての方向性、また規制改革等に関し、ぜひ情報を収集し共有化していきたいと思います。

【野中】 議員が一番情報が集まってくる立場、情報をもっている立場でもあるので、その人たちにこちらの意見を伝えるだけではなく、勉強させてもらうこともあるわけですので、やはりこう、よい意味で適切に手を取り合って、協力していくというのが正しい姿であると考えております。大竹会長が先日来、ご活動いただいているグレーゾーン解消制度については、やはり登記制度および司法書士制度、そして商業・法人登記制度の根幹を揺るがしかねない大問題であって、手続さえできればいいということで進んでしまうと、虚偽の商業・法人登記が多数発生することとなり、ひいては、国家的な混乱を来すこととなりますので、先ほども申し上げましたけれども、事前にきちんと確認をして登記がなされると、正しいデジタルデータができるということが肝要であるものと思います。

【大竹】 ありがとうございます。私たちは登記官の形式的な審査権に対して、補完しているわけで、実質、実態を確認しながら業務を行っており、そういったことを、これからもぜひやっていきたいです。

【野中】 決して我々のエゴではなくて、正しさを守るために言っているのだと。大竹会長がおっしゃったように、登記官は形式審査、司法書士は実体審査といわせていただきます。

6 さいごに

【大竹】 ところで、これは初めの話にも出ました平沢議員と一緒に訪問した時の写真なんです。



【野中】 平沢議員、東京政連会長、東京会会長、日司政連会長、日司連会長、地元支部長、地元会員、完璧じゃないですか。いい写真ですよ。

【大竹】 野中会長もいらっしゃいますし、ちょうどいい写真でしたね。国会議員さんたちもできれば支部総会に呼んでほしいという方もいらっしゃいますし、こちらとしても来ていただいたほうがいいなと思う国会議員がいますので支部と相談しあって、お互いに交流できるといいですよ。

【野中】 そうですね。冒頭にも申し上げましたが、このように司法書士制度に理解ある議員の方々、政治連盟をはじめ、多くの皆様のご尽力で、147年目にして初めて、命の使い方、使命を、国民の皆様から拜命したわけでございますので、これに魂を入れていくというか、絵に描いた餅にしないようにですね、今を生きる、未来へつなげる我々が、きちんと実現して、実行していかなければならないと思っている次第でございます。

【大竹】 ありがとうございます。東京会も100周年を迎え、私ども東京政連も50年を迎えます。ここで司法書士法一部改正、そこに附帯決議も立法者の意思ですので、その立法者の意思も鑑み、これからの司法書士制度を、東京会といっしょに担っていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

【野中】 本日はありがとうございました。

活動資金カンパご協力の御礼

東京司法書士政治連盟
会長 大竹 由美子

2019年3月11日に東京司法書士会と共に募った「司法書士法一部改正早期成立、及び民間会社の商業登記業務への参入阻止実現に向けた活動資金カンパ」は、カンパ金総額が4月末日において金388万7555円、その後の入金を加えて約400万円となりました。

カンパ金は、各单位政治連盟からのカンパと合わせて、議員の地元政治連盟会長の交通費や議員主催の政策勉強会参加費等に充当されました。

日本司法書士政治連盟の芝将宏会長を先頭に、各单位司法書士会その他の関連団体も加えて、毎日のように関係議員の事務所等を巡回し、法案の審議スケジュール、附帯決議の内容、国会の法務委員会における議員の質問内容などについて陳情や打合せを繰り返した結果、今国会における改正司法書士法成立、民間会社の司法書士法違反については厳格に対応する旨の政府回答を引き出すという成果を上げることができました。グレーゾーン解消制度により商業登記書類自動作成サービスの可否を問い合わせた民間会社は、当該サービスの計画を取り止める旨を表明しています。

以上の成果も、会員各位の資金的応援があって可能となったことであり、深く御礼を申し上げます。他方、他の同様のサービスを計画している民間会社の動向は不明であり、さらに内閣府規制改革推進会議の議論やデジタル手続法の影響等、気を抜くことができない政治状況が今後も続きます。会員各位の今後の応援も切に願います次第です。

以上

司法書士制度を取り巻く最近の状況について

司法書士法

- ◇不動産の権利の登記（相続登記、抵当権設定等）、商業登記（設立、役員変更等）、供託の申請の代理
- ◇裁判所提出書類の作成
- ◇簡易裁判所における訴訟代理（認定司法書士）等

【現員数】 H30.12.31
 総数 22,652人
 うち認定 17,029人

1 不動産登記、簡裁代理権

- ・不動産登記、商業・法人登記のオンライン申請の利用促進について、業界全体として積極的に取り組み、成果を上げつつある（平成29年度のオンライン利用率 不動産登記 約49%、商業・法人登記 約58%）。
- ・簡易裁判所における通常訴訟既済事件の司法書士関与率 6.0%（平成29年）。
- ・全国の50の司法書士会のうち、これまでに31会がいわゆるADR法の認証を受け、国民に最も身近な法律専門家として、手続実施者（調停人）として積極的に活躍。

2 所有者不明土地問題への関与

- ・「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策」の最終とりまとめにおいて、「相続投機促進」のための取組を法務局と連携して行うこととされ、また、平成30年11月15日、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が一部施行され、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、相続人として登記名義人になり得る者が誰かを登記官が調査し、その相続人に対して相続登記の申請を促す仕組みが創設されたところ、本仕組みの担い手として、相続人調査等を受託し、専門的な知見を活かし、作業を実施している。
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）及び未来投資戦略2018（同日閣議決定）及び未来投資戦略2018（同日閣議決定）の政府方針において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針に基づき、相続登記の義務化を含めて相続等を登記に反映させる仕組み」等を具体的に検討することが明記されており、その検討に登記の専門家として協力することなどさらなる活躍が期待される。

3 成年後見業務への関与

- ・司法書士を後見人候補者として紹介することなどを主な事業とする「公共社団法人成年後見センター・リーガルサポート」平成11年に創立。成年後見制度の普及のために積極的に活動
- ・成年後見制度では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年4月8日に成立し、司法書士には、これまで以上に成年後見制度の円滑な実施に貢献していくことが期待されている。
- ・全成年後見事件における司法書士就任率 28.0%（平成29年）。

4 震災復興事業等への関与

- ・東日本大震災による被災者、避難者向け及び熊本地震による被災者向けの無料相談を実施。
- ・復興事業に伴う用地取得の際の不在者財産管理人等に就任。
- ・被災市町村職員又は復興庁職員として相続人調査等を担う。

5 その他の公益的事業への関与

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、空家等対策計画の作成等に関する協議を行うために市町村が設置する「協議会」の構成員として参画し、専門的な知見を活かして、空家等対策の推進に協力

司法書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、使命規定を新設するなど
 司法書士法の改正を検討

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 司法書士及び土地家屋調査士の実務能力の向上のために実施される各種の研修制度について、その一層の充実に向けて協力すること。
- 二 司法書士法人及び土地家屋調査士法人につき、その設立の諸手続が円滑に進められ、司法書士会及び土地家屋調査士会による指導が適切にされるよう努めること。
- 三 空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見や財産管理、筆界確定等についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること。
- 四 司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を活用したADR手続により国民の権利擁護及び利便性の向上を図るため、引き続き、それらの手続の周知に努めること。
- 五 総合法律支援法に基づく特定援助対象者法律相談援助事業に関して、司法書士の更なる活用を進めるなど、関係団体と連携しつつ、国民の権利擁護及び利便性の向上に資するよう努めること。
- 六 IT環境の急速な進展の下で、各種登記制度やこれを支える司法書士制度及び土地家屋調査士制度に対する国民の信頼を損なうことのないよう、非司法書士行為及び非土地家屋調査士行為に対して引き続き厳正に対応すること。
- 七 土地家屋調査士の有する専門的知見やその保有する知識、情報等を広く活用することにより、法務局における登記所備付地図の整備を一層促進すること。
- 八 国民の権利擁護の観点から、司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定の整備について、本法施行後の状況も踏まえつつ、必要に応じ対応を検討すること。
- 九 司法書士の登録前の研修を義務化することなど、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士の資質の向上のための施策について、本法施行後の状況も踏まえつつ、必要に応じ対応を検討すること。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局

現状

近年、司法書士・土地家屋調査士を取り巻く状況が大きく変化

- (例) ✓ 簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与が大幅に増加
 ✓ ADR手続における代理や登記所備付地図の作成等の分野において、土地家屋調査士の活躍の場が拡大
 ✓ 空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、それぞれ専門家として参画



→ 業務範囲の拡大や活動範囲の広域化に伴い、司法書士・土地家屋調査士の制度について、以下の課題に対応する必要

課題①

専門家としての使命を明確にする必要

課題②

現状に即して、懲戒手続をより合理化する必要

課題③

一人法人を認めることによる多様なニーズへの対応が必要

改正の概要

近年の状況の変化を踏まえ、司法書士法・土地家屋調査士法について、所要の改正を行う。

① 使命の明確化

司法書士・土地家屋調査士について、**専門家としての使命を明らかにする規定を設ける。** **司1条・調1条**

* 規定のイメージ

▶ 司法書士

「司法書士は、司法書士法が定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」

▶ 土地家屋調査士

「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」



② 懲戒手続の適正・合理化

②-1 懲戒権者を法務大臣に変更

懲戒権者を「法務局又は地方方法務局長」から「法務大臣」に変更 **司47条・調42条等**
 → 多様な事案について、法務大臣の一元的な指揮の下で、より適正・迅速な懲戒を実現

②-2 除斥期間を新設

懲戒事由の発生から7年経過後は、懲戒手続を開始しない制度（除斥期間）を新設
 → 防御のための長期にわたる資料保管等の負担を軽減 **司49条2項・調45条の2**

②-3 戒告処分における聴聞を保障

戒告処分(※)においても聴聞手続を必須に
 → 戒告処分の影響に鑑み、手続保障を充実(※)戒告処分：再びあやまちのないよう戒める処分。業務停止等の効果はない。 **司49条3項・調44条3項**

②-4 懲戒手続中に清算が終了した法人への懲戒処分を可能に

清算が終了した司法書士法人・土地家屋調査士法人への懲戒を可能に **法務省**
 → 懲戒逃れを防止 **司48条2項・調43条2項**

③ 一人法人の可能化

社員が一人の司法書士法人・土地家屋調査士法人の設立を可能とする。 **司44条・調39条等**

→ 法人運営に関する多様なニーズに対応



* その他

▶ 施行日

公布の日から起算して**1年6月**を超えない範囲において政令で定める日

▶ 経過措置

- ・ 施行の際に懲戒手続が開始されていない場合には、新法施行前の事案にも、**新法の除斥期間を適用**
- ・ 新法施行前に社員が一人になって解散した法人についても、解散後3年以内は、**法人を継続することを許容** など

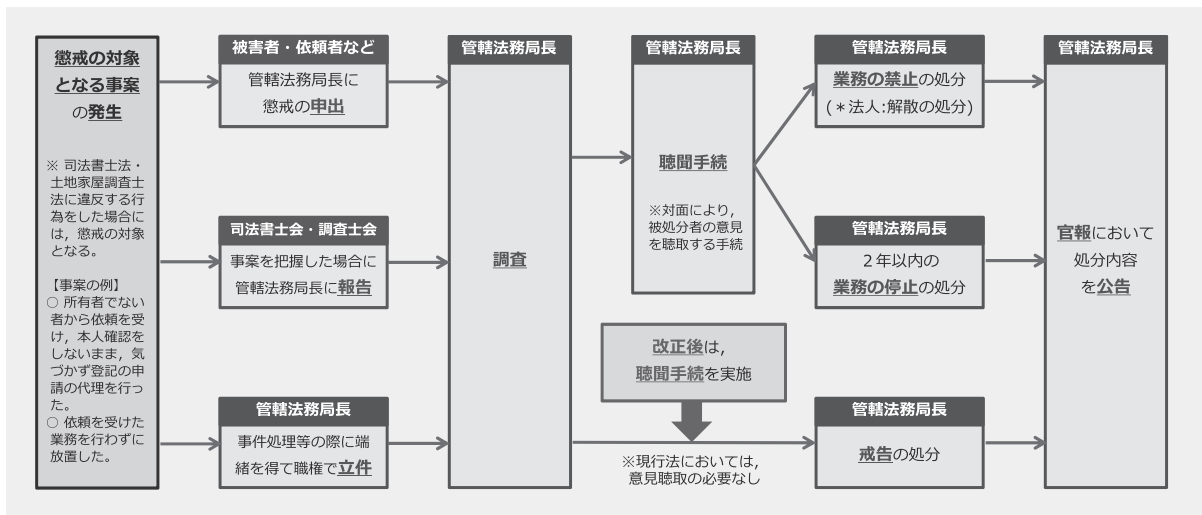
【凡例】 司1条…改正後の司法書士法第1条 調1条…改正後の土地家屋調査士法第1条

司法書士・土地家屋調査士の現況 (平成30年12月31日現在)

法務省民事局

司法書士の現況	土地家屋調査士の現況
<p>▶▶▶ 現員数 22,652人 (*司法書士法人の数: 688法人)</p> <p>▶▶▶ 主な業務</p> <p>★登記・供託に関する手続の代理</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、不動産の権利に関する登記(例:相続登記等)、商業・法人登記(例:会社設立等)、供託等の申請の代理など。 *司法書士は、近年、所有者不明土地問題の解消に向け、相続登記の促進や相続人調査等においても活躍。 <p>★裁判所提出書類の作成や簡易裁判所における訴訟代理等</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務大臣の認定を受けた司法書士(17,029人)は、簡易裁判所における訴訟代理等を行うことができる(H14~)。 全国50の司法書士会のうち31会が、ADR手続(裁判外での話し合いによる紛争解決の手続)を実施する「調停センター」を開設し、法務大臣の認証を受けている。 <p>★成年後見業務、財産管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法書士を後見人候補者として紹介することなどを主な事業とする「(公財)成年後見センター・リーガルサポート」が平成11年に設立。 近年、復興事業に伴う用地取得等の際に、不在者財産管理人・相続財産管理人としても活躍。 <div style="text-align: right;"> <p>成年後見事件における司法書士就任割合 28%</p> <p>司法書士による成年後見・財産管理事件数</p> <p>(平成29年)</p> </div> <p>▶▶▶ 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> 明治5年 代書人制度制定 大正8年 (司法代書人法) (司法代書人)に改称 昭和10年 (旧司法書士法) (司法書士)に改称 昭和25年 (新司法書士法) (新司法書士法)による全面見直し 昭和53年 国家試験制度導入 平成14年 簡易訴訟代理権等付与 平成17年 法人制度導入 	<p>▶▶▶ 現員数 16,737人 (*土地家屋調査士法人の数: 252法人)</p> <p>▶▶▶ 主な業務</p> <p>★表示に関する登記に必要な土地・家屋に関する調査・測量、表示に関する登記の申請の代理</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示に関する登記とは、不動産の物理的現況を示すため、登記記録の「表題部」に記録される登記(例:地積,床面積,所有者等)。 *土地家屋調査士は、近年、登記所備付地図作成作業の実施、空家や所有者不明土地の調査、被災地の建物の滅失調査等による復興支援等においても活躍。 <div style="text-align: right;"> <p>地図作成作業の例</p> </div> <p>★筆界特定手続の代理</p> <ul style="list-style-type: none"> 筆界特定制度は、筆界(一筆の土地と他の土地との境界線)の位置について、筆界特定登記官が簡易迅速に判断を示す制度。 土地家屋調査士は、筆界調査委員としても活躍。 <p>★筆界が明らかでないことを原因とするADR手続の代理等</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士(5,509人)は、弁護士との共同受任により、ADR手続の代理を行うことができる(H17~)。 全国50の土地家屋調査士会が「境界問題相談センター」を開設し、うち24会が法務大臣の認証を受けている。 <p>▶▶▶ 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和25年 (土地家屋調査士法) (土地家屋調査士法)土地家屋調査士制度創設 昭和35年 表示に関する登記創設 昭和53年 国家試験制度導入 平成14年 法人制度導入 平成17年 ADR代理権付与と筆界特定制度創設

御参考資料 司法書士法・土地家屋調査士法における懲戒手続の流れ



※ 管轄法務局長 ……司法書士・司法書士法人・土地家屋調査士・土地家屋調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局・地方法務局長のこと。

改正後は、管轄法務局長が行っている事務は、法務大臣が実施することとする。
ただし、改正後も、法務省令で定めるところにより、事実の調査等一部の権限については、法務大臣の一元的な指揮の下、必要に応じて全国の法務局長が行使用することも可能とする。

登記制度のもつ意味と司法書士の役割

——グレーゾーン問題から考える——

1 はじめに

2019年1月16日付けで、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）から各单位会会長に対し、『「グレーゾーン解消制度」に係る事業者からの照会（WEBサイトを通じた本店移転登記手続に関する申請書作成サービス）に対しての回答について（お知らせ）」という通知が発信された。その内容は次のようなものであった。

経済産業省が所管する産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」を利用して、事業者が検討している(1)WEBサイトを通じたサービス上で、利用者に本店移転登記手続に必要な書類を洗い出すための質問に対し、利用者の判断で回答させ、一義的な結果を表示し、利用者が入力した情報を自動的に本店移転登記の書類として生成すること、(2)(1)で生成した書類を代行印刷し、登録免許税として本店移転登記に必要な額の収入印紙（一義的に金額は定まる）を同封し、利用者に送付する事業について照会がされ、法務省は次の主旨で回答した。

【法務省の回答】

……(1)及び(2)の事業は、株式会社の本店移転の登記に必要となる登記申請書、印鑑届書等を利用者が登記所に提出するためだけに作成する場合に限定されており、……個別の事案において利用者からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするようなものでない限りにおいて、確認の求めのあった法令の条項との関係においては、……(1)及び(2)の事業は全部実施可能である。
 〈http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00354.html〉

この情報を2019年1月15日に入手した日本司法書士政治連盟（以下、「日司政連」という）でも情報収集をしたところ、2018年7月27日付けで民間事業者から産業競争力強化法7条1項に基づく照会が経済産業省に対しなされ、同年8月1日付けで同条3項に基づく確認が法務省に対してなされた。これを受け、法務省は同月23日付けで上記の回答を行ったものであることがわかった。

2 民間事業者の主張

民間事業者が提出した照会書によると、上記(1)、(2)の新事業は、「司法書士法第三条第二項（原文まま）の規制の対象である『作成すること』に該当せず」として、次のような見解を述べている。

まず、(1)については、「当事業は、当社が本店移転登記に必要な書類を作成するものではない。当事業は、予め司法書士（または弁護士）に作成・監修を依頼した質問と結果を元に一義的に本店移転登記手続に必要な書類が導き出されるサービスを提供するものであり、その質問への回答は利用者が判断するものである。つまり、当事業は、利用者の判断で回答し、その結果として一義的に導かれた必要書類に対し、利用者が必要情報を入力することで法務局に提出する書類として自動的に生成するのみである。いわば、本店移転登記に必要な書類の雛形に利用者が必要事項を記入するという作業をWebシステムにより効率化するサポートを行っているだけのものであり、書類作成の主体は当然に利用者であると考えている。このため、当事業は、司法書士法第三条第二項の規制の対象には該当しないと判断する」としている。

また、(2)については「利用者の判断と回答、入

力により、自動生成された書類を代行で印刷し、収入印紙を同封して送付するという司法書士の専門的な判断が一切不要な作業の代行であるため司法書士法第三条第二項の『作成すること』に該当しない」と述べている。

3 何が問題なのか

民間事業者の主張は、雛形を提供したにすぎず、事業者が用意した質問に対し、利用者が主体的に判断したものを書類として生成したものではないから、司法書士法3条1項2号の「作成すること」にはあたらないというものである。

しかしながら、登記申請を行おうとする者に対してその質問に答えることはまさに登記相談にほかならず、また、利用者の判断でWEB上で必要事項を入力したものを生成するのみと主張するが、一連の質問に答えることで導かれるものにもはや利用者の判断があるとはいえ、雛形の域をはるかに逸脱したものであり、作成である。

さらに気になることは、事業者は照会書の中の需要獲得見込みにおいて、「登記事項の変更件数のうち、10%がサービスを利用するものと仮定」して算出しているが、これは登記事項の変更件数808,267件を元に計算している。その結果、利用件数を80,800件とし、利用単価を10,000円と仮定。その収入を年間8億800万円としている。一方、システム関係費として5,000万円(初期投資)、運転費用として年2億円とし、その収益を年間5億5,800万円と見込んだものである。

ところが、日司政連同様、この問題に懸念を抱いている全国公共嘱託登記司法書士協会協議会の山田猛司会長によれば、「本店又は支店の移転登記は別枠で集計されており、本店分135,177件、支店分5,123件である。この事業者の計算式でいけば、本支店移転を一括申請したとした場合、利用件数は13,517件となり、その収入は1億3,517万円であり、収益は1億1,483万円の赤字事業となる。需要が見込めるとしている事業者の主張は不可解である」と疑問視されている。

つまり、事業者が示した件数が役員変更等の変

更登記全般の件数であり、このことから導き出されることは、本店移転にとどまることなく、それを契機として、変更登記全般を対象とすることを想定したものであるといえる。

4 政治連盟の対応

2019年2月14日、衆議院第二議員会館において、司法書士制度推進議員連盟総会(以下、「議連総会」という)が開催された。日司連と日司政連は「司法書士法一部改正」要望に加え、この問題に対する緊急要望として次の要望を行った。

【要 望】

専門家の関与なく、実体を伴わない登記が横行することになれば、登記制度に対する信頼が低下し、ひいては企業取引自体に悪影響を与え、国民の利益を侵害する。したがって、法務省に対して、本回答の再考を含め、当該事業者の事業活動の監視、同業他社に対する非司調査の徹底、並びに非違行為に対する司法書士法違反による告発等を含む厳格な対応を求める。

議連総会に先立ち、東京司法書士政治連盟(以下、「東京政連」という)の大竹由美子会長は前日にアポをとり、芝将宏日司政連会長らと共に東京政連の顧問並びに友好議員をまわり、この現状を伝えたところ、山田美樹衆議院議員、高木美智代衆議院議員から議連総会に出席した村松秀樹法務省民事局民事第二課長に対し次のような主旨の質問をしていただいた。

【山田美樹衆議院議員の質問要旨】

WEBサイト事業において、人工知能を用いるとなると、正直、個別対応との境界線がわからなくなる。特に、同様のサービスがたくさん生まれてくる中で、一般論として、産業競争力強化法の関連を広く認めてほしいとの法律の趣旨はあるところ、その一番最先端のところで、サービスが過剰に進んでしまっている中、こうした土業に関する事、特に登記制度の法の根幹

に関する事、その安定性に関する事については、現に抑制的に考えてほしい。この技術のスピード、サービスの進化ということに関していえば、これから先どのように進化していくのかをどのようにレビューしていくのかを法務省にお伺いしたい。

【高木美智代衆議院議員の質問要旨】

可能な形で警告やおそれとか言いながらも結論として全部実施可能であるとしているが、非常に曖昧ではないか。ただし書きのような形で個別具体的なアドバイスをするものでない限りにおいてとあるが、誘導していく、このパターンでこうしていけばこっちになるというのは、やはりWEB上のアドバイスではないかと考えていて、その点からいえば、(法務省からの回答の)最後の書きぶりのところは、結局、全面解禁をしていく。いわゆる法の根幹をないがしろにするという話になってしまうのではないかと危惧を持っている。その点について説明を求めたい。

このほか多数の議連の先生方から同主旨の質問がなされた。これに対し、法務省は「まだ考え方が整理されていない部分もあると思う。(この事業の)サービスが具体的にどういったものであるかも、よく見てみたいと考えている」と回答がされた。

また高木議員からは2019年2月27日の衆議院予算委員会第三分科会においても次のような主旨の質問をしていただいている。

**【衆議院予算委員会第三分科会での
高木美智代衆議院議員の質問要旨】**

(違法な行為を認知した場合の)適切に対処とはどういうことになるのか。

こうしたサービスの内容、宣伝広告内容、こうしたものを実態を把握しながら、抵触するかどうかしっかりと見た上で対処するという話であるが、現実はこの事業者は、申請書の作成と

いうところを生成と言葉を作り変えている。しかも、プリントアウトして押印すれば申請書が作成されるとしていて、巧妙に司法書士法違反とならないようなやり方をしている。

また、事業者はホームページで、「グレーゾーン解消制度により、当社のウェブサービスが司法書士法違反でないことが確認されました、こういう見出しで、法務省から、当該事業は司法書士法第三条第一項第二号の司法書士の独占業務に該当せず、司法書士又は司法書士法人でなくとも事業を行うことができる」との回答を受けました、このようにはっきりと書き込んでいる。これははっきりと対処をしていただくべきと考える(※注)。

また、こうした事業者に対して、法務省の回答にある、確認の求めのあった法令の条項との関係においては、全部実施可能である、こういう法務省の回答の書きぶりというのは、余りに法務省に警戒心がなさ過ぎるのではないかと私は思っている。

個別の、御自分たちの情報を入力していく、それを最後にまとめる形で、これを依頼しますかというボタンをクリックしていく、こういうやり方というのは、まさに司法書士法違反ではないかと考える。急ぎ対応する必要があると思う。

企業というのは、スピードが速い。これがずっと広がって行って、しまったと思ったときには、もうこれは世の中の常識になってしまっている。そこで司法書士法違反の常識が通ること、私は、これは法務省として何としても避けるべきであると考えます。

(※注：法務省からの回答につき、その注釈において、「本回答は、確認を求める対象となる法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません」としている。)

この質問に対し、山下貴史法務大臣は「実態、あるいは、そういったところをしっかりとみる必要があるということは考えている。民事局など関係部局にもしっかりと検討させて、適切に対応していきたいと考えている」と答弁されている。

5 まとめ

商業・法人登記の目的は、商業登記法にもあるとおり「商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資すること」である。民間事業者は照会書の中で「事業が開始された場合、これまで利用者が多くの工数を掛けて作成していた本店移転登記必要書類の作成の効率化がはかられ、より創造的で発展的な業務に時間とエネルギーを使うことが可能となる」と述べている。

事業者が述べているこの主張はもっともである。事業をさらに発展させていくために会社があるのであって、会社が本来業務に力を注いでいくことは当然のことである。

一方で、登記にはその事業を円滑に行っていくための会社の「信用」や「取引の安全」を担保する機能がある。司法書士は機械的に書類作成を行うのではなく、その実態を確認し、時にアドバイスをしながら、登記申請書類を作成する。そこには、常に公正、安全といった視点をもってその職責を果たしている。そのことが欠けてしまえば、不正な登記や犯罪を生み出すおそれさえあり、会社の「信用」や「取引の安全」といものを阻害し、企業の生産性を低下させることになりかねない。

司法書士はこれまで、公正性と安全性を保ちつつ、民間事業者が主張するような利点も含め、担ってきたことであり、そのための存在である。むしろ、新事業と称して、このような公正、安全の視点が欠けた民間事業者が入ることによって、登記制度のもつ機能、信頼を失わせ、かえって国民経済を混乱させることにもなりかねないことが一番の問題なのである。

議連総会での要望にもあるとおり、専門家の関与なく実態を伴わない登記が横行することになれ

ば、登記制度に対する信頼が低下し、ひいては企業取引自体に悪影響を与え、国民の利益を侵害することになりかねない。

東京政連としても、この問題について十分注視していき、公正な登記制度が維持されるよう働きかけていきたい。

その後法務省は、2019年4月19日に「産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づく回答により実施が許容される事業の範囲について」と題する文書を法務省ホームページに公開している。また、2019年6月4日、当該照会を行った事業者側から要望があり、日司政連関係者らと意見交換がなされている。その場において、事業者から、当該事業からの撤退（採算取れない）が表明された一方、今回の経済産業省の回答が出されている関係もあり、当社以外の事業者は、登記申請書作成WEBサービスを積極的に展開しているように見受けられるとの指摘がなされている。

東京政連としても、引き続きIT化規制改革の動向をみながら、対応を継続していく。

なお、2019年6月13日、大竹東京政連会長、芝日司政連会長、安井利国日司政連幹事長、近藤徹東京政連副幹事長、金子浩之東京政連副幹事長の5名で高木議員を訪問し、これまでの経過の報告とともに、登記制度がもつ意味を理解し、いち早くこの問題を取り上げてご対応いただいた高木議員に謝意をお伝えした。





支部長に聞く



東京司法書士会前中央支部長
磯目 和 郎

1 はじめに

これまでの中央支部は、空き家対策の部署もない中央区において、支部の先輩方の努力により中央区役所内に場所をお借りする形で、月に2回の無料法律相談会を継続できていること以外は、行政とのつながりが薄い状況でした。

そこに2018年の8月、東京政連の大竹由美子会長と近藤徹副幹事長が、中央区議会議員自民党議員団幹事長と政務調査会長に、住民票の除票および戸籍の附票の除票の保存期間の延長についての要望書をお渡しする席に、森本悦子副支部長と共に同席させていただく機会がありました。10月に中央区議会において、この要望に基づく意見書が採択されたことによって、今年（2019年）の東京司法書士会賀詞交歓会に、このお二方を招待することができました。今、ようやくスタートラインに立ったというところなのですが、せっかくできたこのつながりを絶やさないように、交流を継続させるべく次期支部長に引き継いでいきたいと思っています。

2 政治連盟の総務として

新米の政連の総務としてですが、他士業に比較しての政連会費納入率の低さには、危機感を感じています。現在、いわゆるグレーゾーン解消制度

を利用しての民間会社の商業登記業務参入が問題となっていますが、司法書士の職域を守るために政治に働きかける政連の活動は、今後ますます重要になってくるものと思われます。会員の皆様は政連の活動実績をご確認いただき、その重要性を認識のうえ、ぜひ政連会費納入にご協力いただければと思います。

3 さいごに

中央支部から政連に対する要望ですが、これから中央区議会議員や行政機関とどのようにお付き合いしたらよいのか、まだ右も左もわからない状況ですので、何かの機会があるごとにその都度ご相談させていただければと思います。ぜひ今後ともご指導くださいますようお願いいたします。

■あなたの声を政連に■

会報「青い空」では、より自由な、より親しまれる会報をめざし、あなたの声を求めています。

このような運動を展開してほしいなど、政治連盟に対する要望のほか、会員に対する呼びかけ、疑問、執行部に対するご批判等、建設的なご意見でしたら大歓迎ですので、ご遠慮なくお寄せください。

なお、誌面の都合上、1500字以内にてお願いいたします。

ご送付先は、東京司法書士会内政連事務局まで。



東京司法書士会前港支部長 山本 真也

1 はじめに

私自身が長年そうであったように、政治に興味はないから、高いから、勤務司法書士だからなどと理由をつけ政連会費を納入しない司法書士は多いが、私は、港支部長としての4年間で、政連の活動がいかに司法書士制度の維持発展、他業種からの参入の排除、司法書士の生活を守ることに寄与しているかを実感し、現在では、司法書士である以上は全員が政連会費を納入しなければならないと考えている。支部長の経験がなければこのように感じることはなかったと断言でき、間もなくその任期を終えようとしている今、司法書士全員に、政連が必要不可欠な団体だと知ってもらうとともに、今後の政連活動に大いに期待したい。

2 政治連盟の成果例

この4年間の政連の成果は数多いが、政連の活動に興味のない会員にわかりやすく、かつ実務への影響が大きい政連の成果例として、法定相続情報証明制度に関し、当初は法定相続情報一覧図の写しの交付の申出の代理業務のみの場合には職務上請求書1号様式の使用による戸籍謄本および住民票の写し等の交付請求を認めないとされていたが、その後1号様式の使用が可能と取扱いが変更されたことがあげられる。政連が政治家に強力な働きかけを行った結果であり、司法書士にとってその職能が十分に発揮できない取扱いが改善された見本である。これにより政連会費以上の恩恵を受けた司法書士は多いであろう。

3 支部と行政・政治連盟の関係

各支部は、積極的に区市町村との連携を図るべ

きである。支部だからこそ、東京会よりも機動的に行動でき、各区市町村特有の相談事例や問題点を把握でき、その要請に応えることで、区市町村、市民からの司法書士への社会的信頼につながり、個々の司法書士の業務の獲得につながる。しかし、支部の区市町村との信頼関係の構築、継続、強化は支部の活動だけでは難しく、過去、現在、将来と継続した政連の活動があって初めて実現可能となる。

私が支部長に就任した時期は、いわゆる空き家特措法や成年後見制度利用促進法の成立直前で、成立後は各士業団体が躍起になって各区市町村との連携を模索していた。司法書士は、各区市町村との関係で、東京会の山崎晃副会長が次々と協議の場を設定し、政連は議員を通じて働きかけを行い、支部は継続協議を行った結果、多くの支部が区市町村と空き家に関する協定を締結した。司法書士制度の周知、社会的信頼につながり、また、将来の不在者財産管理人の選任等にもつながりうる成果であり、東京会、政連、支部のどれか一つが欠けても実現できなかった。私は、その連携の的確さとスピード感に心底驚くと同時に、支部と区市町村との連携のための政連の活動が、司法書士制度にとって欠かせないものだと確信した。

4 政治連盟への期待

司法書士制度のため、また、個々の司法書士とその補助者、家族の生活を守るために、私は、政連に対し、より一層支部との連携、協働を期待し、現在および将来の司法書士界の危機を支部と共に乗り越えていくことを期待する。

平成31年統一地方選挙応援活動報告

平成31年（2019年）4月21日（足立区は同年5月26日）に投・開票が行われた平成31年統一地方選挙において、本連盟が推薦した下記の候補者が当選しましたのでお知らせ申し上げます。

区長選挙・市長選挙

世田谷区 保坂 展人（無所属）
東村山市 渡部 尚（無所属）

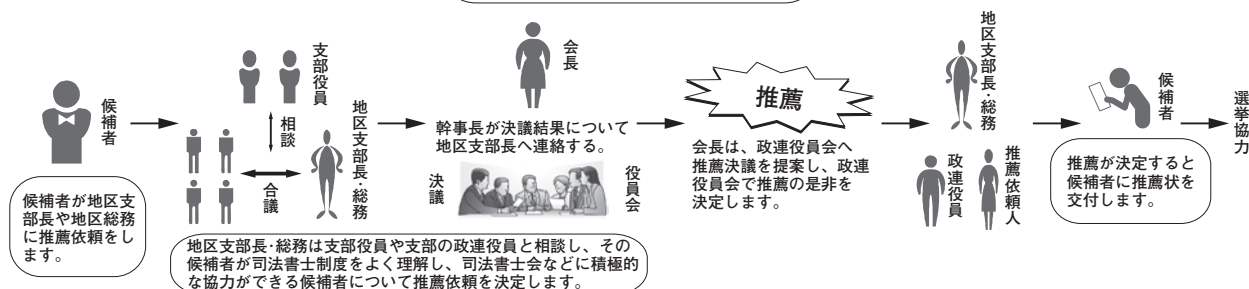
区議会議員選挙・市議会議員選挙

千代田区 しまざき 秀彦（自由民主党）
河合 良郎（自由民主党）
中央区 海老原たかさと（自由民主党）
港区 ゆうき くみこ（自由民主党）
やなぎわ 亜紀（自由民主党）
二島 豊司（自由民主党）
七戸 じゅん（国民民主党）
墨田区 佐藤 篤（自由民主党）
品川区 石田 秀男（自由民主党）
渡辺 ゆういち（自由民主党）
塚本 よしひろ（公明党）
世田谷区 加藤 たいき（自由民主党）
おぎの けんじ（自由民主党）
高橋 あきひこ（公明党）
杉並区 大泉 やすまさ（自由民主党）
井原 太一（自由民主党）
豊島区 永野 裕子（国民民主党）
星 京子（都民ファーストの会）
和賀井 哲代（無所属）
小林 ひろみ（日本共産党）
北区 榎本 はじめ（自由民主党）
いながき 浩（公明党）

板橋区 鈴木 こうすけ（公明党）
足立区 古性 重則（自由民主党）
渡辺 ひであき（自由民主党）
新井 ひでお（自由民主党）
江戸川区 福本 光浩（自由民主党）
野崎 信（自由民主党）
白井 正三郎（自由民主党）
竹内 進（公明党）
関根 麻美子（公明党）
伊藤 照子（公明党）
八王子市 岸田 こうすけ（自由民主党）
中島 まさとし（公明党）
くさかべ 広志（公明党）
村松 とおる（公明党）
府中市 村木 しげる（自由民主党）
比留間 利蔵（自由民主党）
ならさき 久和（公明党）
須山 たかし（立憲民主党）
西宮 幸一（立憲民主党）
むらさき 啓二（社民党）
昭島市 小林 こうじ（未来日本）
調布市 林明 裕（自由民主党）
小平市 磯山 亮（自由民主党）
東村山市 小林 美緒（自由民主党）
小町 明夫（自由民主党）
東久留米市 篠宮 正明（自由民主党）
多摩市 藤原 正範（自由民主党）
本間 としえ（公明党）

※敬称略・順不同。当選者名・所属政党名は、各選挙管理委員会発表のもの（令和元年6月現在）。

推薦までの流れ



司法書士制度の安定・拡大のため選挙協力します。皆さまの事務所に選挙応援ハガキが届くこともあると思いますが、何卒ご理解くださるようお願いいたします。

次世代の子供達が希望をもてるまちづくり ——空き家・空き地問題の解消——

府中支部 立川 健豊

1 はじめに

昨年（2018年）、府中市都市計画審議会・部会を傍聴し、まちづくりには、エリア全体を通しての空き家・空き地対策が必要であるのがわかった。

私は、府中市で昨年8月から空家等対策協議会の委員として市の空き家問題にかかわってきた。その視点から、まちづくりに必要なこと、参加してできることを述べたい。

2 府中市では

生産年齢人口の減少、高齢者人口の増大の影響は、府中市にもみられる。郊外に広がった住宅地は縮減傾向にあり、放置されている空き家・空き地が増え、インフラの維持が課題となってきている。また、都市のスポンジ化は、府中市においても中心市街地・市街化区域外に関係なくランダムに発生し進んでいくことが危惧される。これは、まちづくりの大きな障害になると予想される。これからの社会を支える子供達のためにも、まちづくりの障害を取り除くことは重要である。

府中市では立地適正化計画が進められているが、緑豊かな自然と調和した都市の姿を維持して残す必要があると考える。すなわち、「居住誘導地域を中心とした都市と農地の融合を実現し、持続していくこと」「親から子へ継承されていくサイクルをつくること」が進めば、空き家・空き地が発生しにくい環境がつけられると考えられる。さらに、次世代の子供達が利用できないような空き家・空き地を増やさないことも重要である。

空き家や空き地であっても、適正に管理されているものであれば、たとえば市民菜園や24時間フィットネスクラブなど、次世代の子供達の新しい

アイデアのもとでつくり出される施設等への、有効な転用も可能である。

3 まちづくり

日本では明治時代以降、駅を中心に都市づくりが行われてきた。府中市も例外ではないが、伊勢丹府中店はまもなく閉店となる。その後に残される大規模商業スペースについては、隣接する商店街や2027年完成予定の市役所新庁舎の隣接についても踏まえ、まちづくりをエリア全体として考えるべきである。

都市計画がいわば国からのトップダウンでのルール設定であるのに対し、まちづくりは市民からのボトムアップで実現するものである。「地域を良くする」という目的のために、住民である市民が主体となって地域の皆で考えて行動し、継続することがまちづくりの基本である。まちづくりに対する住民参加のあり方としては、コミュニティに積極的に参加して互いに対話し、理解して納得することが大切だ。

私は、司法書士として、また市民の一人として府中市が次世代の子供達が希望をもてる住みよい都市になるため積極的にまちづくりに参加していきたい。

探訪記

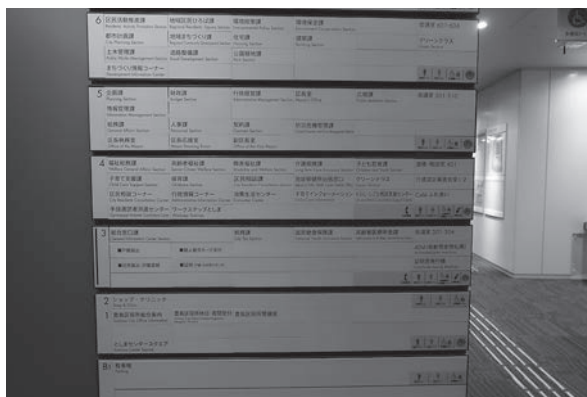
豊島区役所編

連載をしております探訪記、今回第3弾は豊島区役所を訪問しました！

2015年の5月に新庁舎へ移転し、建物の上層部は居住用マンションという画期的な区役所なのです。

1 豊島区役所の窓口

まずは司法書士がよく利用する窓口のご紹介です。



戸籍や住民票は3階の総合窓口課、成年後見関係の高齢者福祉課・介護保険課は4階、住宅用家屋証明書の取得は6階の建築課です。

3階の総合窓口課の受付で、感動の発見がありました！ 何と、職務上請求専用の受付番号が発行されるのです。

職務上請求で戸籍等を請求される方は、案内係の担当者に「職務上請求です」と伝えましょう。

2 豊島区役所の食堂

次は恒例の、区役所ランチのご紹介です。

豊島区役所には4階に「カフェふれあい」というお店がありますが、区役所の食堂とは思えない企画が満載でした。

まずは、食券販売機はございません。入店すると、普通のカフェのように席に案内され、お支払

いはお食事終了後となります。

入りますと、なんとサラダバーが!!

11時から14時まではお食事にサラダバーとドリンクが付くんですよ～



そしてこのサラダバー、月に1回フルーツ盛合せが登場します。取材日は幸運なことにフルーツ盛合せの登場日でした。



ランチメニューは日替わりランチ2種類に定番のメニューで、ご飯は白米と雑穀米がチョイスできます。今日は日替わりランチAのミートローフと、店長のおすすめのカレードリア、人気メニューのタコライスをいただきました。



11時45分からは、食堂の前に「区役所のパン屋さん」として日替わりでパン屋さんが出店します（祝日を除く毎週月曜日～木曜日のみ）。



美味しそうなパンがたくさん並びますが、カフェふれあいでドリンクやサラダバーを注文すれば、店内で楽しむこともできます。

そしてメはデザートプレート、こんなメニュー

は区役所の食堂では出てきませんよね!?



デコレーションされた皿の上には、アイス・ケーキ・クッキーのほかラズベリーなどのお洒落なフルーツもプレートを演出します。お値段もワンコインでお釣りがくるほど。ありがたい逸品です。

3 豊島区役所の癒やしスポット

お食事の後は10階「豊島の森」へ移動しました。こんな都心に、自然いっぱいの空間が広がり、とても癒されました。

天然の花木が植えられているので、季節によってさまざまな植物が楽しめます。

飲食はできませんが、自然の中でゆったりできるスペースがあるほか、巨大水槽の中には川の生き物が飼育されていたり、池があったり。





ぜひ、豊島区役所にお越しになる際は、書類を入手するだけでなく、「カフェふれあい」でお野菜をたくさん摂って栄養補給して、「豊島の森」で癒されてください。

そしてありがたいことに、豊島区役所はカフェふれあいや豊島の森はもちろんのこと、3階の総合窓口も土日開庁しているんですって！

お仕事だけではなく、デートや家族サービスに訪れるのもいいですね！

お知らせ

東京司法書士政治連盟 第50回定時大会

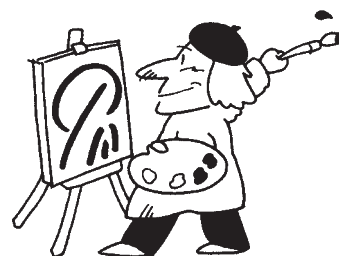
日時：令和元年 8月30日(金)

午後 5 時開会

場所：日司連ホール (新宿区本塩町 4 番37号)
司法書士会館地下 1 F)

東京政連事務局 TEL03-3353-9146

※会員皆様方の積極的なご参加をお待ちしております。



東京司法書士政治連盟活動日誌

平成30年

- 11月1日(木) 松島みどり衆議院議員事務所訪問・打合せ資料受領、役員会
- 11月2日(金) 新宿区議会公明党打合せ、新宿区長選挙最終打合せ
- 11月3日(土) 出陣式準備
- 11月5日(月) 高木啓衆議院議員（自民党北区総支部長）打合せ、世田谷区自民党議団研修会・パーティー
- 11月12日(月) 鴨下一郎衆議院議員パーティー、高木陽介衆議院議員国政報告会
- 11月13日(火) 都民ファーストの会、荒川区議会意見書審議傍聴、賀詞交歓会会場下見
- 11月16日(金) 議会・選対委員会
- 11月19日(月) 大塚拓衆議院議員パーティー、政策・法規委員会
- 11月20日(火) 石原伸晃衆議院議員パーティー
- 11月25日(日) 鈴木隼人衆議院議員国政報告会、嶋崎秀彦自民党千代田区議団幹事長パーティー
- 11月26日(月) 越智隆雄衆議院議員早朝セミナー、長島昭久衆議院議員シンポジウム、高島直樹衆議院議員首都経済ゼミナール
- 11月27日(火) 山田美樹衆議院議員パーティー
- 11月28日(水) 太田昭宏衆議院議員政経懇談会
- 11月29日(木) 荒川区議会意見書採択傍聴
- 12月3日(月) 鈴木隼人衆議院議員政経セミナー、小池百合子東京都知事面談要望書提出、打合せ
- 12月4日(火) 協同組合忘年会
- 12月5日(水) リーガルサポート東京支部忘年会、役員会
- 12月6日(木) 東京政経フォーラム、公嘱協会忘年会
- 12月10日(月) 小池百合子東京都知事面談（政策要望、関連団体）、都議会公明党訪問、忘年会
- 12月11日(火) 高村正大衆議院議員パーティー
- 12月12日(水) 松島みどり衆議院議員企業活力研究会
- 12月14日(金) 相続未登記農地シンポジウム、新入会者研修閉所式
- 12月15日(土) 吉住健一新宿区長パーティー
- 12月17日(月) 山下貴司法務大臣日本の朝を語る会、大口善徳衆議院議員へ青い空掲載報告、衆議院第2議員会館意見書採択報告訪問、鈴木隼人衆議院議員訪問、高木陽介衆議院議員訪問、山田美樹衆議院議員訪問、下村博文衆議院議員訪問、伊藤達也衆議院議員訪問、高木啓衆議院議員訪問、辻清人衆議院議員セ

ミナー、下村博文衆議院議員クリスマス国政報告

- 12月18日(火) 越智隆雄衆議院議員大納会
- 12月19日(水) 木原誠二衆議院議員政策勉強会、伊藤達也衆議院議員パーティー
- 12月20日(木) 新宿区空き家等適正管理審議会、新宿区秘書課・区政情報課、新宿区議会自民党・公明党年末挨拶・賀詞交歓会打合せ
- 12月21日(金) 半田久之全青司会長パーティー
- 12月25日(火) 衆議院第1議員会館意見書採択報告、越智隆雄衆議院議員訪問、鴨下一郎衆議院議員訪問、松本洋平衆議院議員訪問、太田昭宏衆議院議員訪問、石原伸晃衆議院議員訪問、松島みどり衆議院議員訪問、辻清人衆議院議員訪問、井上信治衆議院議員訪問
- 12月26日(水) 日司政連打合せ、東京会との協議会
- 12月28日(金) 公明党打合せ

平成31年

- 1月5日(土) 新宿区賀詞交歓会
- 1月7日(月) 賀詞交歓会打合せ
- 1月9日(水) 日司政連所有者不明農地研究会、古性重則自民党足立区議団幹事長新春報告会
- 1月10日(木) 賀詞交歓会下見、東京都空き家対策部署菊地専務訪問、東京都行政書士会賀詞交歓会、埼玉司法書士会賀詞交歓会、役員会および議会・選対委員会
- 1月11日(金) 公明党東京本部賀詞交歓会、神奈川県司法書士会賀詞交歓会
- 1月16日(水) 東京司法書士会関連5団体賀詞交歓会
- 1月17日(木) 日司政連常任幹部会、全国単位政連会長会（司法書士法改正・資格者代理人方式・除票意見書採択）、日司連および日司政連賀詞交歓会
- 1月18日(金) 新宿区建築調整課空き家相談体制打合せ
- 1月21日(月) 盛山正仁元法務副大臣政策勉強会、東京会理事会傍聴
- 1月22日(火) 東京土地家屋調査士会新春交礼会
- 1月23日(水) 日本不動産鑑定士協会賀詞交歓会、台東支部賀詞交歓会
- 1月24日(木) 東京都空き家対策等専門家団体連絡会
- 1月25日(金) 組織・財務委員会
- 1月28日(月) 政策・法規委員会
- 1月31日(木) 鴨下一郎衆議院議員の会賀詞交歓会、服部征夫台東区長選挙総決起大会
- 2月1日(金) 支部長会傍聴

- | | | | |
|----------|--|----------|---|
| 2月4日(月) | 大口善徳衆議院議員訪問 | 3月5日(火) | 商業登記会社参入問題検討会(日司政連)、長橋桂一東京都議会副議長パーティー、組織・財務委員会 |
| 2月5日(火) | 石原伸晃衆議院議員早朝政策勉強会 | 3月6日(水) | 小倉將信衆議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止陳情、今川嘉典日司連会長・芝将宏日司政連会長ほか)、小川敏夫参議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止・参議院先議陳情) |
| 2月6日(水) | 保岡興治衆議院議員パーティー | 3月7日(木) | 日司政連大会要領作成委員会、役員会 |
| 2月7日(木) | 城内実衆議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止陳情)、古川元久衆議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止・参議院先議陳情)、鈴木隼人衆議院議員主催認知症勉強会、役員会 | 3月8日(金) | 高木陽介衆議院政経フォーラム |
| 2月8日(金) | 濱地雅一衆議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止陳情)、小川敏夫参議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止・参議院先議陳情)、魚住裕一郎参議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止陳情) | 3月10日(日) | 新宿区議会自民党総決起大会 |
| 2月9日(土) | 海老澤敬子自民党文京区議団幹事長パーティー | 3月11日(月) | 大会準備会議 |
| 2月10日(日) | 自民党新宿総支部新年会 | 3月13日(水) | 木原誠二衆議院議員木蹊会政策勉強会、日司連空き家・所有者不明土地対策部、大口善徳衆議院議員事務所 |
| 2月12日(火) | 北村喜宣教授ほか東京会空き家研修 | 3月17日(日) | 日司政連常任幹部会、ブロック代表者会議・運動方針決定 |
| 2月13日(水) | 山田美樹衆議院議員・高木美智代衆議院議員・小倉將信衆議院議員事務所政策秘書(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止陳情) | 3月18日(月) | 越智隆雄衆議院議員早朝フォーラム、小倉將信衆議院議員司法書士会館来館(日司連・日司政連対応)、平沢勝栄衆議院法務委員会筆頭理事訪問、鈴木隼人衆議院議員政経セミナー |
| 2月14日(木) | 高村正彦自民党憲法改正推進本部最高顧問パーティー、日司連空き家・所有者不明土地対策部、司法書士制度推進議員連盟総会、日司政連常任幹部会、高木啓衆議院議員新年会、広報委員会 | 3月20日(水) | 千葉司法書士政治連盟定時大会 |
| 2月15日(金) | 公明党北総支部新年会、吉住健一新宿区長新年会 | 3月22日(金) | 樋山真一自民党新宿区議会議員区政報告会、政策・法規委員会 |
| 2月16日(土) | 盛山正仁法務副大臣政策勉強会 | 3月23日(土) | 嶋崎秀彦自民党千代田区議団幹事長区政報告会 |
| 2月19日(火) | 小池百合子東京都知事政策勉強会 | 3月25日(月) | 片山さつき参議院議員モーニングセミナー |
| 2月21日(木) | 大塚耕平参議院議員(司法書士法一部改正・商業登記会社参入阻止・参議院先議陳情)、東京都空き家対策連絡協議会、政策・法規委員会 | 3月26日(火) | 5団体連絡会議(野中政志東京会会長)、古性重則自民党足立区議会幹事長第1回選対会議 |
| 2月22日(金) | 新宿区議会相談体制打合せ | 3月28日(木) | 自民党所有者不明土地特命委員会ヒヤリング |
| 2月23日(土) | 自民党千代田総支部躍進の集い、東京青司協50周年記念基調講演・シンポジウム・定時総会懇親会 | 4月1日(月) | 越智隆雄衆議院議員訪問、政策勉強会打合せ |
| 2月25日(月) | 越智隆雄衆議院議員早朝フォーラム、長島昭久衆議院議員政策勉強会、商業登記会社参入問題検討会(日司政連)、政策・法規委員会 | 4月2日(火) | 国民民主党司法書士法改正等ヒヤリング、平沢勝栄衆議院法務委員会筆頭理事訪問、村崎啓二社民党府中市議会候補推薦状届、議会・選対委員会 |
| 2月27日(水) | 樋山真一自民党新宿区議新宿区政報告意見交換 | 4月3日(水) | 石原伸晃衆議院議員政経セミナー、第5回平フォーラム(平将明)、石田秀男自民党品川区議候補推薦状届、河合良郎自民党千代田区議候補推薦状届、田中良杉並区長を囲む会、組織・財務委員会 |
| 3月1日(金) | 日司政連大会要領作成委員会、空き家問題等対策委員会 | 4月4日(木) | 和賀井哲代民主党豊島区議候補推薦状届、鈴木こうすけ公明党板橋区議候補決起集会、嶋崎秀彦自民党千代田区議候補推薦状届、役員会 |
| 3月3日(日) | 第9回オンライン検討会 | 4月5日(金) | 神奈川県司法書士政治連盟定時大会、 |
| 3月4日(月) | 日司連空き家対策部、松島みどり衆議院議員企業活力研究会 | | |

	井原太一自民党杉並区議候補推薦状届、増田裕一民主党杉並区議候補推薦状届、広報委員会	府中市議候補・西宮幸一民主党府中市議候補出陣式
4月7日(日)	海老澤敬子自民党文京区議総決起大会、加藤たいき自民党世田谷区議候補決起集会、榎本はじめ自民党北区議候補事務所開き	4月15日(月) 太田昌孝衆議院内閣委員会委員訪問、吉住健一新宿区長打合せ、豊島区役所青い空取材、杉並支部総会、保坂展人世田谷区長候補選挙はがき届、奈良崎久和・山上みのる・村木茂自民党・須山たかし民主党府中市議候補事務所訪問
4月8日(月)	保坂展人世田谷区長候補推薦状届、石田ひでお自民党中央区議候補推薦状届、豊島区役所へ青い空取材の申入れ	4月16日(火) 平井卓也IT担当大臣訪問、世田谷支部総会、村木茂自民党府中市議候補個人演説会
4月9日(火)	参議院法務委員会傍聴、保岡興治の会(講師・山下貴司法務大臣)、伊藤孝江参議院法務委員理事、小川敏夫参議院議員訪問、本間としえ公明党多摩市議候補推薦状届、丸川たまよ参議院議員訪問、中川雅治参議院議員傍聴手続御礼	4月17日(水) 衆議院内閣委員会一般質疑傍聴、調布・渋谷・立川支部総会、小金井市自民党意見交換会、和賀井哲代民主党豊島区議候補立会演説会、村木茂自民党府中市議候補事務所訪問
4月10日(水)	石原宏高衆議院議員の会(講師・山下貴司法務大臣)、参議院法務委員会委員訪問(徳茂雅之参議院議員・小川敏夫参議院議員・石井苗子参議院議員・山口和之参議院議員・仁比聡平参議院議員)、竹谷とし子参議院議員・小川敏夫参議院議員傍聴打合せ、永野裕子民主党豊島区議候補推薦状届、比留間利蔵府中市議候補推薦状届、海老原たかさと自民党中央区議候補推薦状届	4月18日(木) 港・中野支部総会、比留間利蔵府中市議候補事務所訪問
4月11日(木)	参議院法務委員会傍聴、豊島淳司公明党新宿区議候補事務所開き、参議院法務委員会質疑御礼訪問(徳茂雅之参議院議員・小川敏夫参議院議員・石井苗子参議院議員・山口和之参議院議員・仁比聡平参議院議員)、山下貴司法務大臣パーティー、中央区長選のつどい	4月19日(金) 日司政連定時大会事前打合せ、多摩・千代田・府中・武蔵野・品川・文京・台東・墨田=江東・目黒・八王子支部総会、須山たかし民主党・村崎啓二社民党府中市議候補事務所訪問
4月12日(金)	城北支部総会、高橋区議候補事務所開き、豊島区役所へ青い空撮影許可申請、樋山真一自民党新宿区議候補選挙はがき印刷・届	4月20日(土) 日司政連第49回定時大会、村木茂自民党府中市議候補個人演説会、西宮一民主党・須山たかし民主党・村崎啓二社民党府中市議候補事務所訪問
4月13日(土)	いながき浩公明党北区議候補推薦状届	4月21日(日) 統一地方選投票事務所廻り
4月14日(日)	石田秀男自民党品川区議候補出陣式、加藤たいき自民党世田谷区議候補出陣式、石田ひでお自民党中央区議候補出陣式・海老原たかさと自民党中央区議候補出陣式、大泉やすまさ自民党杉並区議候補・井原太一自民党杉並区議候補・増田裕一民主党杉並区議候補出陣式、樋山真一自民党新宿区議候補出陣式、中島義夫自民党荒川区議候補出陣式、河合良郎自民党千代田区議候補・嶋崎秀彦自民党千代田区議出陣式、村木茂自民党府中市議候補・須山たかし民主党府中市議候補・村崎啓二社民党	4月22日(月) 越智隆雄衆議院議員早朝フォーラム、統一地方選報告会事務所廻り、日司政連大会来賓御礼挨拶廻り(山下貴司法務大臣・河村建夫衆議院議員・盛山正仁法務副大臣・上川陽子衆議院議員・山口那津男参議院議員・竹谷とし子参議院議員・魚住裕一郎参議院議員・大口善徳衆議院議員・古川元久衆議院議員)
		4月23日(火) 鴨下一郎衆議院議員パーティー、町田・大田支部総会
		4月24日(水) 所有者不明土地問題検討会資産評価学会(法務省・学者・士業)、練馬・板橋・中央・北=荒川・江戸川・田無支部総会、古性重則自民党足立区議候補選対会議
		4月25日(木) 支部長会傍聴、自民党町田支部大会
		4月26日(金) 新宿・豊島・西多摩支部総会

安全

安心な登記処理のために

公益社団法人
東京公共嘱託登記司法書士協会

正確

適正で正確な登記のために

迅速

大量な登記の迅速処理のために

— **Come and join us!** —

司法書士の職能を積極的に官公署や市民の皆さまに周知させ、
社会の発展・安定のために寄与していきましょう。

1. 官公署からの受託業務

道路拡幅時の所有権移転登記、都市再開発事業に係る各種嘱託登記業務や相続人調査業務が経験できます。未経験の方も大歓迎、先輩社員がサポートします。

2. 研修会への参加

協会主催研修会の開催を、いち早くメール等でお知らせします。日司連等研修単位(乙種)付与研修も多く開催。

3. 各委員会活動への参加

広報委員会等の委員会を設置し、ご協力いただける社員に協会の活動を支えていただいております。プロボノ活動の一環にもなります。

4. 地元での一般市民向け出前講座「相続と遺言」の講師や運営スタッフ活動

地元の自治体や町内会への出前講座で講師・スタッフとして活動し、地元へ貢献を。

5. 登記制度上の問題を考えます

新しい登記制度や何気ない疑問など情報交換し、お互いを助け、高めましょう。

東京公共嘱託登記司法書士協会は、あなたの入会を待っています！

【公嘱協会主催研修】

☆「権利登記実務研修会 DVD 研修」第1回～第20回

☆「権利登記実務研修会 (月1回)」司法書士会館2階「会議室」

第21回 令和元年8月13日(火) 18:00～20:00

第22回 令和元年9月10日(火) 18:00～20:00

第23回 令和元年10月8日(火) 18:00～20:00

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

TEL : 03-3359-3345 FAX : 03-3359-3370

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業

司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会の開催

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
組合ウェブサイトによる情報発信
実務書籍の編集・出版
登記先例検索サービスの提供
講習会の開催

東京司法書士 協同組合

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDRとの提携・人間ドック補助

共同購買事業

業務関連必需品の斡旋販売
・登記関連用紙
・業務関連書籍
・司法書士向けソフト等
組合出版書籍の販売
ギフト・オフィス関連用品の斡旋販売
切手・印紙類等の販売

お手伝いします。
お気軽に
お問い合わせ
ください。



労働保険事務組合

東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<https://www.tsknet.jp/>

●編集後記●

■東京司法書士政治連盟は結成から今年で50年、東京司法書士会も創立100周年という節目の年に、会報誌「青い空」も70号の発行に至り、今回、記念特集号として送り出すことができました。そして、このような記念号の制作に携わることができたことはまた、発行者冥利に尽きるといえます。これもひとえに、多くの皆様のご協力があつたからこそその賜物でもあり、あらためて御礼申し上げます次第です。

ところで、先日、田舎の友人から、母校の高校が3年後の2022年に創立100周年を迎えるとのメールをもらいました。なんでも、100周年に合わせて同窓会名簿を作成するとのことで、連絡先を教えてくださいませんか、というもの。あれ？ 知らなかったっけ？ と尋ねたところ、どうやら、同窓会ではいわゆる行方不明者扱いになっていたようで、そのリストに名前があつたのを見た友人が連絡をくれたという顛末。よくよく振り返ってみると、卒業以来、同窓会関係の通知、いっさい来てなかったっけ……。存在感、出していこう。

(金子)

■食事後の私の休憩は近所の大きなスーパーマーケット内の食品等を見物しながらのぶらり歩きである。時には商品の値段により買い物する場合もある。

ぶらり歩きの主な理由は食後の運動である。以前は横になる場合が多かったが健康を考えて歩くことにした。スーパーが都合がよいのは雨天でもぶらり歩きができるからである。

ところでこれを始めていろいろな発見がある。多彩な商品にはびっくりする。ただ最近では商品の値段にも気を付けている。特に「わけあり値引き」にはすごく感心がある。少しでも安いものを買うとその節約した分を夜の食事のつまみに回せるからである。でも不思議なことにそれが節約精神の助長になかなか有用なのである。そしていつもの家族の節約の理由が少しは理解できた次第で

ある。(菅澤)

■先日、相続登記の相談で私が住んでいた実家のあつた下町に行く機会がありました。その依頼者の家の近くに、幼い頃に連れられて御参りした地藏菩薩のお堂があつたことを思い出して行ってみることにしました。でもなかなか場所が見つかりませんでした。確か母校の中学校のそばのはずなのだが、と記憶を辿りながら探していたら、お堂のあつた場所はわかりましたが、そこにはビルが建っていました。あきらめてそのまま帰ろうとしたところ一区画先に、ごちんまりとした祠の中に地藏菩薩が祀られていました。あの頃は庭もあり短い参道もあつたのにと思いつつ、やっと会えたお地藏様に御参りしました。すると夜店からのアセチレンの匂い、帰り道でヨーヨーを落として割ってしまい泣いたことなど、令和の初めに昭和の心の風景を思い出しました。(山崎)

■前回某三国志のスマホゲームのことを書いたがその続編をば。ゲーム開始直後は小国が乱立しおのおのが領土を拡大するためゲームとして認められることをフル活用し、戦に明け暮れるいわば「群雄割拠」「弱肉強食」の無秩序な時代が続いた。それが半年も過ぎると小国同士で連合を組み、合併統合を繰返す次第にいくつかの有力諸侯が誕生してきた。こうなると互いに牽制し合い、戦もほとんど起こらなくなる。また弱小国には攻撃しない等のローカルルールもつくられ、妙に秩序だつてきた。まさに「三国志」状態である。そして1年経った現在、一つの強国に「統一」されてしまった(笑) 他国が東になつても全くかなわないほど差がついてしまったのである。この強国がルールを決め、他国はこの強国に生かされているような有様である。さて今後この強国が400年の漢帝国をつくるのか、あるいは内紛等で弱体化したとき、なりを潜めていた他の諸侯が牙をむき「南北朝」あるいは「五胡十六国」の時代になるのか。小さな箱庭で繰り広げられるミニ中国史、まあよくできたゲームではある。(粕谷)

東京司法書士政治連盟広報委員会

委員長	金子 浩之	委員	近藤 徹	委員	阿部 文香
副委員長	高田 恭秀 (広報担当副会長)	委員	渡邊 一男	広報担当	
副委員長	李 知美	委員	山崎 敏夫	副会長	菅澤 明
委員	粕谷 浩	委員	杉山 昭子	オブザーバー	
委員	旦保 みどり	委員	小関 研太郎		星野 高久
委員	辻 真美子	委員	佐藤 祐一		
		委員	荒 早苗		